



『男女共同参画社会基本法』制定20年

男女共同参画行政は、昭和50年、国連の国際婦人年に端を発しています。平成の時代は、ベールリンの壁の崩壊、東西冷戦の終結など世界が一つになって地球規模の重大な問題に立ち向かうという機運が高まっていました。大きな国連の会議が次々と開催され、平成6年、全ての重要問題の解決の鍵は女性問題であるとされ、その集大成として、女性会議が開催されることとなったのです。日本では、平成11年に女性も男性も共に能力を発揮できる社会を目指す「男女共同参画社会基本法」が衆参両院とも全会一致で成立しました。今年で制定20年を迎えたこの法律は、国も地方公共団体も国民も、男女共同参画社会の形成を目指していくという宣言法です。

しかし、世界から見ると、日本の状況はどうでしょうか。経済・教育・健康・政治の4つの分野における男女間格差を表す世界ジェンダーギャップ指数によると平成18年、日本は115か国中80位でした。それが最近では100位以下を低迷し、平成30年は149か国中110

位でした。なぜでしょうか？

要因としては、経済の分野における管理職に就く女性の比率や、政治の分野における国会議員の女性の比率が低いことがあげられます。近年、職場の労働環境の改善がされつつも、長時間労働が経済の高度成長期を支えてきたという経験や、女性に家事と育児を強いてきた現実が、女性の活躍を妨げているのではないのでしょうか。女性の活躍には、ワーク・ライフ・バランスに加え、管理職への登用など、積極的な改善措置が必要です。平成27年、女性活躍推進法が成立し、大企業における女性活躍が公開されるようになりました。女性が活躍する企業ほど、将来性があり、労働生産性も高いとされています。今後、日本はますます人口減少社会となっていくと思いますが、世界から見ると日本は人材としての女性が活躍しにくい国というのが現状です。女性活躍推進は、長年にわたり努力して取り組んで行かなければ進んで行くものではありません。新しい令和の時代、みんなで男女共同参画社会の形成に向けて具体的に取り組みましょう。

〈他人事じゃない!? 怖〜いトラブル〉

消費生活のお話

生活環境課 (内線172)

情報商材に関する契約トラブル

高収入を得るための「ノウハウなどの情報」や「コンサルティング契約」を一般に「情報商材」と言い、インターネットの広告を見たり、SNSや電話で勧誘されたりして契約します。「情報」自体が商品となるため、購入するまで内容を確認することができないことから「確実に儲かる」と説明されて購入したのに儲からない、「内容が期待していたものと違った」「いつでも受けられるはずのサポートが受けられない」といったトラブルが多くみられます。「儲かる」などのセールストークをうのみにせず、「元が取れる」と言われても契約する前に冷静になってよく考えてください。そもそも、簡単に確実に儲かる話はありません。

消費生活相談窓口では契約前の相談も受け付けています。不安なことがあれば消費生活相談窓口か、通販110番までお気軽に相談ください。

通信販売に関する相談窓口 通販110番
☎03-5651-1122

消費生活相談窓口

場所 市役所1階 生活環境課

日時 月～金曜日・午前9時～午後4時 (予約優先)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

